

○外国語学部における履修の特例に関する内規

平成 20 年 12 月 4 日

制 定

最近改正 平 31. 3. 7

(趣旨)

第 1 条 この内規は、大阪大学外国語学部履修規程（以下「規程」という。）第 2 条の 2 第 1 項ただし書の規定において別に定めるとした英語を母語とする外国人留学生及び外国語学部長が特に認めた者（以下「外国人留学生等」という。）に係る国際性涵養教育系科目のうちマルチリンガル教育科目（以下「マルチリンガル教育科目」という。）の履修方法等についての特例を定めるものとする。

(適用)

第 2 条 この内規は、外国人留学生等に限り適用することができる。

2 規程第 2 条ただし書に定める「外国語学部長が特に認めた者」とは、日本国の中等教育機関において英語の教育を受けた期間が 6 年に満たない者で、「履修に関する特例申請書」を外国語学部長に提出し、その承認を得たものをいう。

(履修の特例)

第 3 条 外国人留学生等は、マルチリンガル教育科目の履修について、規程第 2 条本文に定める方法等によるほか、次条に定める方法等によることができる。

(マルチリンガル教育科目の履修方法等)

第 4 条 外国人留学生等は、マルチリンガル教育科目について、次の各号に定める授業科目を履修し、計 6 単位以上修得しなければならない。

- (1) 第 2 外国語の「中国語」、「朝鮮語」、「ロシア語」、「ドイツ語」、「フランス語」、「イタリア語」、「スペイン語」及び「日本語」のうちから 1 言語を選択し、2 科目 2 単位を必修とする。
- (2) グローバル理解のうち、前号において選択する第 2 外国語と同じ言語の科目から 2 科目 4 単位を必修とする。

附 則

この内規は、平成 20 年 12 月 4 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。